

令和8年度
事業計画書

社会福祉法人 小山市社会福祉協議会

目次

基本方針	1
------	---

1. 私が学べる地域福祉の場

1-1. 地域福祉について知ろう・学ぼう	2
1. 広報活動事業	
2. 社会福祉功労者等表彰状及びどんぐり基金・善意銀行寄付者へ感謝状の贈呈式	
3. 「ふくし」の標語コンクール事業	
4. カフェポッチャ貸出事業	
5. 福祉×スポーツフェスティバル事業	
1-2. 体験し、福祉の心を育もう	3
6. 小学生（親子）サマーボランティアスクール、 ウィンターボランティアスクール事業	
7. 中学生・高校生サマーボランティアスクール事業	
8. 福祉用具貸出し・講師派遣事業	
9. 福祉教育協力校補助事業	
1-3. ボランティア活動を知ろう・考えよう	4
10. ボランティア養成講座事業	
11. おやまお助け隊（個人ボランティア）事業	
12. ボランティア活動者の支援	
13. どんぐり基金による地域福祉活動・ボランティア活動への助成	

2. みんなで考え支え合う仕組みづくり

2-1. 支え合える地域について考えよう	5
14. 地区社会福祉協議会活動の推進	
15. コミュニティソーシャルワーク推進事業	
16. 生活支援体制整備事業	
2-2. 地域のつながり・交流の場を広げよう	6
17. ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業	
18. おもちゃ図書館の開館	
19. 児童遊び場整備事業	
20. 心配ごと相談事業	
21. おしゃべりダイヤル	
22. 外出を支え隊	
23. 視覚障がい者への「声の広報」の発行	
24. 善意銀行の運営	

2-3. 社会福祉協議会の協働の輪を広げよう	8
25. 社協会員会費募集	
26. 共同募金運動の推進	
27. どんぐり基金（地域福祉振興基金）の造成と活用に向けた検討	

3. 我々がともに生きる豊かな地域社会

3-1. 誰もが住みやすいまちをつくろう	9
28. 車椅子・車椅子移送車貸出事業	
29. 生活支援ボランティアの育成と活動体制づくり	
30. 生活福祉資金貸付事業	
31. 生活福祉資金特例貸付の借受人へのフォローアップ支援	
32. 緊急生活一時資金貸付事業	
33. 緊急食糧等支援事業	
34. 低所得世帯入学児童支援事業	
35. 赤い羽根緊急生活支援商品券支給事業	
36. 災害見舞金支給事業	
37. こども発達支援センター「たんぼぼ園」 児童発達支援事業	
38. こども発達支援センター「たんぼぼ園」 放課後等デイサービス事業	
39. 相談支援事業所「さくら」事業	
40. 日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）	
41. 成年後見制度利用促進事業	
42. 法人後見事業	
43. 災害に備えた支援体制づくり	
44. 基幹型地域包括支援センター兼高齢者サポートセンター小山総合の運営	
45. ホームヘルプサービス事業	
46. 在宅介護支援センター事業	

4. 地域に根づいた法人の運営

4-1. 責任ある法人運営	15
47. 理事会、評議員会、委員会の開催	
48. 社会福祉法人制度改革への対応と内部事務の充実	
その他	15
49. 日本赤十字社事業	

令和8年度 基本方針

少子高齢化や人口減少、核家族化を背景に、人と人との繋がり希薄化が進み、社会的孤立、生活困窮、引きこもり、虐待、ヤングケアラーなど地域の福祉課題も複合化・複雑化しています。これらの地域福祉課題は、従来の公的サービスだけでは支えきれない課題となっております。

その様な中で、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会を創造していくためには、住民同士の繋がりを再構築し、地域社会の中で各々が役割を持って、共に生きる「地域共生社会」の実現が求められております。

国は、「地域共生社会」の実現に向け、地域の課題解決力・地域丸ごとのつながりを強化し、地域福祉を推進するために、包括的な支援体制の整備をすよう努めることと示しております。

小山市社会福祉協議会におきましても、地域福祉を推進する中核的役割として、地域福祉活動の支援、ボランティア育成・活動支援、権利擁護事業、生活支援体制整備事業等を、より一層充実・強化してまいります。

令和8年度は、「第5期 小山市地域福祉活動計画」の1年目として、地域で支え合うための基盤づくり、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるための生活支援や福祉サービスの充実を図り、地域福祉活動計画の基本理念である「支え合おう地域の輪、創り出そう福祉文化」の実現を、市民、関係機関・団体と協働で推進してまいります。

1. 私が学べる地域福祉の場

1-1. 地域福祉について知ろう・学ぼう

事業名1	広報活動事業
事業目的	広報紙やSNS等を活用し、福祉や地域の情報を分かりやすく、積極的に発信することで、多くの人に福祉に関心を持ち、理解を深めてもらうことを目的とする。
事業内容	・社協だより「ふれあい」の発行（6月・9月・12月・3月） ・ホームページ、SNS媒体を活用した情報発信 ・社協ガイドの作成、配布による事業PR

事業名2	社会福祉功労者等表彰状及びどんぐり基金・善意銀行寄付者へ感謝状の贈呈式
事業目的	永年にわたり社会福祉の増進に寄与された方々へ感謝の意を表し、今後の活動の糧になっていただけるように表彰状と記念品を贈呈する。
事業内容	・社会福祉功労者、どんぐり基金及び善意銀行寄付者へ感謝状の贈呈

事業名3	「ふくし」の標語コンクール事業
事業目的	地域の思いやりと福祉へ目を向けた標語を広く市民から募集し、優秀作品を様々な活動の場でPRすることで、地域福祉の意識啓発を図る。
事業内容	・部門（小学生・中学生・一般）ごとに広く作品を募集 ・入賞作品を広くPRする

事業名4	カフェボッチャ貸出事業
事業目的	市内団体を対象に、ユニバーサルスポーツ「ボッチャ」が体験できるカフェボッチャセットを貸出し、福祉意識の向上を図り、地域内の交流の場を作る。
事業内容	・カフェボッチャセットの貸出し

事業名5	ふくし×スポーツフェスティバル事業
事業目的	誰でも気軽に参加できる体験型イベントを実施することで、障害者福祉の理解について興味を持つためのきっかけづくりを行う。
事業内容	・ユニバーサルスポーツ体験、福祉体験、共同募金のPR

1-2. 体験し、福祉の心を育もう

事業名6	小学生（親子）サマーボランティアスクール、 ウィンターボランティアスクール事業
事業目的	小学生・義務教育学校生とその保護者を対象に、家族のふれあいを大切にしながら福祉について学び、身近な場での福祉活動の実践につなげていくことを目的とする。
事業内容	・テーマ 視覚障がいについて学ぼう ・対象 小学校4年生以上・義務教育学校4～6年生（親子） ・内容 講話、盲導犬との体験歩行、点字体験など

事業名7	中学生・高校生 サマーボランティアスクール事業
事業目的	中学生・義務教育学校生・高校生を対象に、ボランティア活動の基礎的な学習や施設での体験学習等を通し、福祉について学び実践することで、福祉の心の醸成を図る。
事業内容	・テーマ 「ふくし」を体験して考えてみよう！ ・対象 高校生、中学生（2年生以上）、義務教育学校生（8年生以上） ・内容 希望する施設での体験学習、活動発表

事業名8	福祉用具貸出し・講師派遣事業
事業目的	学校等の授業や催しの際に、福祉用具の貸出し、講師派遣の斡旋等を行い、福祉教育の推進を図る。
事業内容	・車椅子、点字盤、アイマスク、白杖、高齢者疑似体験セット等の貸出し ・手話・点字等の講師派遣（登録ボランティア・当事者）

事業名 9	福祉教育協力校補助事業
事業目的	市内の小・中・義務教育・高等学校で実施する福祉活動に補助金を交付し、児童・生徒の福祉活動を推進する。
事業内容	・市内39校への高齢者や障がい者との交流事業、環境美化活動等補助。

1-3. ボランティア活動を知ろう・考えよう

事業名 10	ボランティア養成講座事業
事業目的	ノーマライゼーションの理念を具現化するために、技術ボランティアの育成を図る。ボランティア活動者・理解者の増加をめざし入門講座を通じた育成を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・手話・点字・音訳・要約筆記・オカリナ講座の開講 ・各サークルと協力した講座運営と、講座終了後のサークル加入の促進 ・入門講座の開講を通じた活動者及び登録者（個人・団体）の増加促進

事業名 11	おやまお助け隊 （個人ボランティア）事業
事業目的	個人の特技や経験を生かしたボランティアを発掘し、たすけ合いの活動を推進するために、おやまお助け隊を組織する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・おやまお助け隊登録会員の募集・整理（個人の特技やできる活動の登録） ・定期的な情報発信による活動促進

事業名 12	ボランティア活動者の支援
事業目的	市民のボランティア活動に対する理解と関心を高め、主に暮らしや福祉に関するボランティア活動を推進するため、ボランティアセンター運営の充実を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の相談・登録・斡旋・情報発信の強化 ・ボランティア保険加入取扱い ・団体への活動場所（小山市総合福祉センター）の優先提供と活動支援

事業名 13	どんぐり基金による地域福祉活動・ボランティア活動への助成
事業目的	・市民が必要とする地域福祉活動やボランティア活動を実施する個人・団体へ、助成を行い、地域福祉の充実を図る。
事業内容	・地域福祉の増進に寄与する活動に対して助成を含めた支援を行なう

2. みんなで考え支え合う仕組みづくり

2-1. 支え合える地域について考えよう

事業名 14	地区社会福祉協議会活動の推進
事業目的	地域の課題を共有し、住民同士の助け合いによって解決に向けて継続的に取り組んでいくために、各地区社協の活動の活性化に向けて支援の充実を図るとともに、未設置地区への設立を推進し、地域福祉活動を推進する主体を市内全地区に網羅し活動基盤の整備を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内11地区の地区社協との連携強化と職員の担当制による支援の充実 ・交流、見守り、支え合いの3事業の推進 ・未設置地区への情報提供の実施

事業名 15	コミュニティソーシャルワーク推進事業
事業目的	多問題を抱える方への個別支援を通じた地域支援、地区社会福祉協議会への活動支援を通して、「誰もがつながる福祉のまちづくり」を推進するために、関係機関と連携し、市民の意識づくり・ネットワークづくりを推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援や地区社会福祉協議会への活動支援を通じた地域づくり ・コミュニティソーシャルワーク機能を高めるためのネットワークづくり

事業名 16	生活支援体制整備事業
事業目的	年齢を重ねても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように「地域での見守り・ささえあい」活動を推進し、高齢者が単に支援を受けるだけでなく、自分自身の関心や選択に基づき、地域の多様な活動に主体的に参加することでフレイル予防につながるような支援を、第1層生活支援コーディネーターが行う。また、地域の特性に応じて自主的・主体的な地域包括システムを構築できるように、各地域に配属されている第2層生活支援コーディネーターと協働で取り組みを推進し、高齢者だけでなく様々な世代が気に掛け合う環境づくりを視野に入れ、「地域共生社会の実現」を目指す。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層生活支援コーディネーター、地域資源への継続運営支援と市全体の生活支援ニーズの把握。協議体の運営支援。情報発信と広報活動・多様な普及啓発活動の推進。生活支援ニーズと取り組みのマッチング。関係者間のネットワーク構築。小山市の生活支援ボランティアの育成。 ・第2層生活支援コーディネーターを高齢者サポートセンター小山総合に配置し、担当エリアにおける支え合い体制を推進するために、様々な機関・組織と連携し、資源の見える化を図る。

2-2. 地域のつながり・交流の場を広げよう

事業名 17	ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業
事業目的	75歳以上のひとり暮らし高齢者の方に、地域のあたたかい気持ちを伝え、日常的なふれあいを深めてもらうことを目的として実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブや地域ボランティア会員による月2回程度の訪問活動 ・訪問対象者1人あたりにつき月300円(年間3,600円)助成 ・訪問対象者の情報を把握し、より専門的な支援が必要と思われる方を適切な支援へつなげる役割を担う

事業名 18	おもちゃ図書館の開館
事業目的	おもちゃを通して障がい児の成長と発達を支援するとともに、広く一般の子どもや保護者も含めた成長・交流の場として、おもちゃ図書館を開館する。
事業内容	<p>開館日：毎月第1土曜日 午前10時～午後3時</p> <p>場 所：こども発達支援センターたんぼぼ園内</p> <p>運 営：ボランティアグループ ピノキオ、学生ボランティアなど</p>

事業名 19	児童遊び場整備事業
事業目的	各自治会における児童の遊び場の整備に補助金を交付し、地域で子どもたちを健全に育成する環境づくりを促進する。
事業内容	・自治会の管理する小規模の遊び場に対する遊具・砂場の整備等への補助

事業名 20	心配ごと相談事業
事業目的	生活の中で生じる諸問題や悩みごとについて、相談所を開設し、相談員が傾聴・助言を行いながら問題解決の手助けを行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開設：第2・第4火曜日 午前10時～午後3時（午前中は弁護士相談） ・場所：小山市総合福祉センター 心配ごと相談室 ・相談：一般相談…電話・来庁/弁護士相談…来庁

事業名 21	おしゃべりダイヤル
事業目的	電話傾聴によるつながりづくりを行なうことで社会的孤立を予防し、住民の健康維持や安全・安心な生活を送ることに寄与する。
事業内容	・小山市市民活動センター、小山市傾聴ボランティア協議会と協働し、電話傾聴を行なう

事業名 22	外出を支え隊
事業目的	高齢者等の生活に欠かせない通院の送迎を、住民の互助によるボランティア活動で支援するとともに、社会参加の促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通やタクシーを利用して外出することが困難な高齢者等を対象に、ボランティアの自家用車で自宅から依頼先まで送迎する。 ・平日の午前9時から午後5時の時間帯で、当面は市内の医療機関への送迎に限定。

事業名 23	視覚障がい者への「声の広報」の発行
事業目的	視覚に障がいのある方に、身近な情報を音声で届けることで、必要な情報を得、等しい社会生活を送ることのできる環境づくりを推進する。
事業内容	・「広報おやま」「市議会だより」「警察だより」等のCDへのデジター録音、月1回の無料提供。ボランティアグループ「郭公の会」による。

事業名 24	善意銀行の運営
事業目的	市民や団体等からの物品や食料等、善意の寄付を受入れ、必要とする施設や個人に払出し、助け合い活動を推進する。また、必要とする施設や個人の方へ適切に受け渡しができるようPRを工夫する。
事業内容	・市民・団体・企業等からの物品の預託、希望する個人や施設等への払出し ・受入物品等についての整理を行う

2-3. 社会福祉協議会の協働の輪を広げよう

事業名 25	社協会員会費募集
事業目的	地域福祉活動を支える社協会員制度の普及・啓発を図り、福祉のまちづくりの意識づくりと体制づくりを推進する。
事業内容	・自治会、民生委員児童委員、職域等による会員会費の募集（6月～） 普通会員（300円）、特別会員（1,000円）、法人会員（5,000円）

事業名 26	共同募金運動の推進
事業目的	栃木県共同募金会小山市支会として共同募金運動を推進し、共同募金の助け合いの精神と、自分のまちを良くする協働の仕組みとをPRし、福祉のまちづくりを推進する。
事業内容	・赤い羽根共同募金の募集 ・募金募集と配分事業のPR・実施

事業名 27	どんぐり基金(地域福祉振興基金)の造成と活用に向けた検討
事業目的	地域福祉の充実を支える安定的な財源を確保するとともに、基金の有効活用と使われ方をPRすることで、より多くの市民が地域福祉活動に対する関心を高める。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・どんぐり基金の寄付受入れ(随時)・運用 ・基金活用の方向性の検討 ・基金の役割や市民への還元事業のPR・実施

3. 我々がともに生きる豊かな地域社会

3-1. 誰もが住みやすいまちをつくろう

事業名 28	車椅子・車椅子移送車貸出事業
事業目的	車椅子は、病気やけが等により、車椅子が一時的に必要な方に無償で貸し出し。車椅子移送車は、身体機能の低下や障がい等の理由で移動が困難な方や、公共の交通機関を利用することが困難な方に無償で貸出し、利用者の活動範囲の拡大と社会参加、在宅生活の継続を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の移動、通院、外出等に車椅子が必要な方への無償での車椅子の貸出し(最長3ヶ月迄) ・公共交通機関を利用することが困難な方への車椅子移送車の貸出し(事前登録・予約制により随時貸出し。ガソリン代は自己負担。) ※登録条件有り

事業名 29	生活支援ボランティアの育成と活動体制づくり
事業目的	誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように、互助を基本としたボランティア等による生活支援の啓発を図り、地域包括ケアのまちづくりを推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ボランティア(担い手)の育成 ・送迎支援ボランティアの養成 ・地域で活躍するボランティア(担い手)の活動支援体制づくり

事業名 30	生活福祉資金貸付事業
事業目的	低所得・身体障がい者世帯、失業等により一時的に生活が困難な方を対象に、栃木県社会福祉協議会が主体となり行う貸付について、市民の身近な窓口となり、制度を必要とする方を支援する。
事業内容	・総合支援、福祉・教育・小口、臨時特例つなぎ等の資金貸付に係る相談、申請の手続き、償還指導、その他必要な支援を行う。

事業名 31	生活福祉資金特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業
事業目的	借受人が貸付けを受けて生活再建に取り組んでいることから、自立相談支援機関と連携し、自立に向けたフォローアップ支援を行う。
事業内容	・償還免除を行った借受人、償還免除申請に未応答の借受人、償還が困難な借受人へのフォローアップ支援、及び借受人の生活再建に必要な支援を行う。 ・必要に応じて自立支援機関や各関係機関に繋げている。

事業名 32	緊急生活一時資金貸付事業
事業目的	低所得世帯で、一時的に困窮に陥っている世帯に対して、生活のつなぎ資金の貸付を行い、世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促す。
事業内容	・緊急を要する世帯への生活のつなぎ資金の貸付け、償還指導を行う。 ・貸付額は原則1万円、保証人を付けた場合は2万円までとする。 ・ただし、あくまで一時的な困窮状態であり、返済能力があることを前提とする。

事業名 33	緊急食糧等支援事業
事業目的	生活が困窮しており食料確保に逼迫している低所得世帯に対して、食料を現物で提供することで、食のセーフティネットづくりを推進し、低所得世帯の安全・安心な生活を確保する。
事業内容	・「NPO 法人 フードバンクとちぎ」「道の駅思川」や「善意銀行事業」、民間企業と連携した食料支援。 ・状況に応じて1～2週間程度の食糧を手交する。

事業名 34	低所得世帯入学児童支援事業
事業目的	小学校に入学する生活保護世帯の児童に記念品を贈ることで、児童の入学を祝う温かい気持ちを伝え、学校生活のスタートを応援する。
事業内容	・小学校へ入学する生活保護世帯の児童へのランドセル贈呈

事業名 35	赤い羽根緊急生活支援商品券支給事業
事業目的	生活が困窮している者に対して、相談支援や赤い羽根共同募金を活用した経済的援助を行い、自立に繋げていく。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な世帯に対して、全国共通商品券を支給する。 ・1世帯あたりの同一年度内の助成上限額は1万5千円分。1回の支援につき、5千円分を上限とし、年度内で3回まで助成できる。なお、助成実施においては、前回助成時から3か月経過していることを条件とする。 ・但し相談支援を受けず、経済的援助のみを希望する場合、本事業の対象外とする。

事業名 36	災害見舞金支給事業
事業目的	災害等の罹災世帯に対して、お見舞いの気持ちを伝えるとともに、生活再建を支給する。
事業内容	・本会、栃木県共同募金会、日赤小山市地区から、規程に基づき災害見舞金を支給する。

事業名 37	こども発達支援センター「たんぽぽ園」 児童発達支援事業
事業目的	心身障がい児と保護者を対象に、通園により日常生活の基本動作、集団生活への適応性訓練等を行い、障がい児と家族の自立を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グループに分かれた療育の実施 ・言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士による専門指導・助言 ・運動会やクリスマス会等行事の開催、就学や専門講師による講話会

事業名 38	こども発達支援センター「たんぽぽ園」 放課後等デイサービス事業
事業目的	心身に障がいのある児童・生徒を対象に、就学後放課後の時間帯や長期休業中に、日常生活の基本動作、集団生活への適応性訓練等を行い、就学後の子どもの自立を促すとともに、放課後等の居場所づくりを行う。
事業内容	・小学生を対象とした放課後や長期休業中の療育の実施 ・学校等への送迎サービスの実施 ・イベントや講話会の実施

事業名 39	相談支援事業所「さくら」事業
事業目的	心身障がい児・者とその家族からの相談に応じるとともに、福祉サービス等の利用計画を作成し、利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者と家族の選択に基づき適切なサービスが提供できるよう支援することで、利用者の自立した日常生活・社会生活の営みを支援する。
事業内容	・障がい児・者とその家族への相談業務 ・サービス等利用計画の作成、サービス提供事業者と連携した利用計画の充実

事業名 40	日常生活自立支援事業 (あすてらす おやま)
事業目的	判断能力に不安がある高齢者・障がい者の権利を擁護し、自立した地域生活が送れるよう支援することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。
事業内容	・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類預かりサービス ・本人の能力や生活環境に応じた相談・支援

事業名 41	成年後見制度利用促進事業
事業目的	権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の普及・啓発や相談支援、成年後見制度の利用促進、後見人等への支援を通じて、判断能力の低下した高齢者や障がい者等が安心して暮らすことのできる体制を関係機関と連携しながら整備する。また、市長申立を含めた申立支援、申立て費用や後見人報酬を助成し、制度利用の促進を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「思いつむぎノート」や「権利擁護あんしんサポートブック」、出前講座等を通じた成年後見制度や市民後見人に関する普及・啓発 ・成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成・活動支援を行う体制整備 ・成年後見制度に関する相談 ・市長申立を含む申立手続きや費用助成等の支援 ・専門職を交えたケース検討会議の開催

事業名 42	法人後見事業
事業目的	社会福祉協議会が成年後見人等として活動することにより、個人の成年後見人等では対応に苦慮する複雑な課題を抱えた事例等について、ネットワークを活用しながら組織として支援を継続することができる。また、市民後見人を養成し活動の支援をするにあたっては、社会福祉協議会が後見制度に関するノウハウを蓄積するとともに、法人後見支援員としての活動が、市民後見人としての実践を積む場となる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職団体等の指導や監督、助言を受ける体制整備 ・成年後見人等を受任し、被後見人等に対する身上保護、財産管理等の支援 ・法人後見支援員の活用

事業名 43	災害に備えた支援体制づくり
事業目的	災害支援の原則である「被災者中心・地元主体・協働」を基本に、日頃から地域福祉活動や見守り活動を通して、災害に強い地域づくりに取り組むとともに、多様な主体との連携、協働による災害ボランティアセンターの運営体制を構築する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア養成講座、災害対応講座の開講 ・災害支援活動のための拠点整備 ・関係機関とのネットワークづくり

事業名 44	基幹型地域包括支援センター兼 高齢者サポートセンター小山総合の運営
事業目的	地域の高齢者福祉の中核機関として、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう支援し、市内の関係機関とのネットワークづくりを推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等への総合相談、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務を行う。 ・ 基幹型として地域型高齢者サポートセンターの統括的業務や研修会等の実施

事業名 45	ホームヘルプサービス事業
事業目的	日常生活を営むのに支障がある高齢者・障がい者に対し、ホームヘルプサービスを提供し、可能な限り地域において自立した尊厳ある生活を営むことができるよう支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定を受けた高齢者への身体介護、生活支援サービスの提供 ・ 障がい者への身体介護、家事援助、同行援護、移動支援サービスの提供 ・ 市の総合事業対象者となった高齢者への訪問型サービスの提供

事業名 46	在宅介護支援センター事業
事業目的	地域に密着した相談窓口として関係機関と連携を図りながら、居宅サービス計画を作成し、利用者の適正なサービスの利用と地域での生活を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した相談援助業務 ・ 介護サービス計画（ケアプラン）の作成と事業者との連絡・調整

4. 地域に根づいた法人の運営

4-1. 責任ある法人運営

事業名 47	理事会、評議員会、委員会の開催
事業目的	小山市の社会福祉協議会として、市民ニーズに基づき福祉のまちづくりを推進するとともに、公共性と透明性の高い法人運営を確保するため、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、各専門委員会を開催する。 本会各事業に関して、理事・評議員の意見の集約、進捗管理を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会（6・3月）／評議員会（6・3月）の開催 ・評議員選任・解任委員会の開催（6月） ・総務・事業委員会の開催（2月） ・福祉委員会の開催（1月） ・広報委員会の開催（3・6・9・12月）

事業名 48	社会福祉法人制度改革への対応と内部事務の充実
事業目的	社会福祉法人制度改革への対応を更に進めるとともに、本会諸規程の整備や適正な財務事務・労務管理に努め、法人の内部事務の充実を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本会諸規定の整備・周知 ・適正な財務事務や労務管理の確保

その他

事業名 49	日本赤十字社事業
事業目的	日本赤十字社栃木県支部小山市地区として、日本赤十字の活動を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動資金募集（6月～） ・赤十字活動の広報、災害時の救援活動（見舞金や緊急物資の支給）、青少年赤十字の活動支援、血液事業等の支援